

隠岐の島町水防計画

隠岐の島町

令和5年3月 改訂

目 次

第1章 総則.....	1
1. 水防計画の目的	1
2. 隠岐の島町地域防災計画との関係	1
3. 用語の解説.....	2
第2章 水防組織と責任	3
1. 島根県下の水防組織	3
2. 町における水防組織と機構.....	4
3. 水防関係機関一覧	5
4. 水防の責任.....	7
5. 水防訓練等.....	9
第3章 重要水防区域及び危険な箇所	10
1. 重要水防区域	10
2. 危険な箇所.....	10
第4章 水防体制.....	11
1. 水防本部の体制	11
2. 警察署及びその他関係機関との連絡	11
第5章 水防活動.....	12
1. 気象状況の連絡	12
2. 雨量及び水位の観測と通報.....	15
3. ダム、水門、樋門、堰の操作	16
4. 水位周知	16
5. 水防警報	17
6. 河川等の巡視	18
7. 水防機関の出動と出動後の水防活動	19
8. 水防協力団体の創設	22
9. 決壊に際しての措置	23
10. 避難のための立退	23
11. 水防資材器具等の整備並びに輸送	24
12. 記録、報告	25

第1章 総則

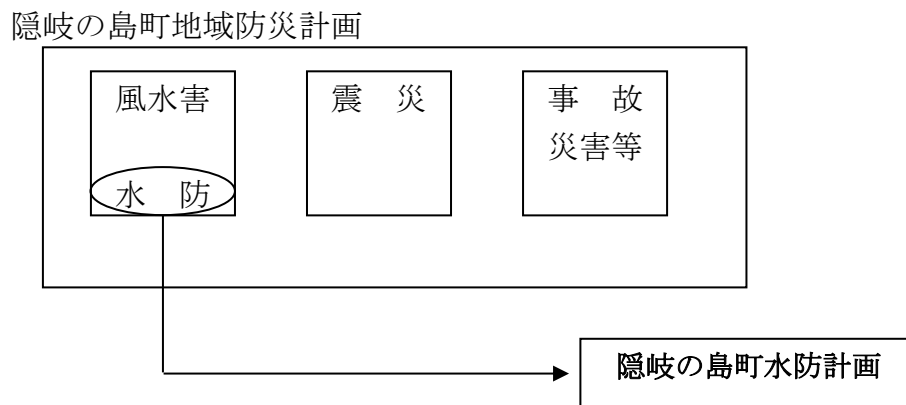
1. 水防計画の目的

この計画は、水防法第7条、第33条並びに島根県水防計画（以下「県水防計画」という。）に基づき、町内の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって河川、海岸の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表する。

2. 隠岐の島町地域防災計画との関係

隠岐の島町地域防災計画は、風水害予防計画を定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定めるものと規定されている。



3. 用語の解説

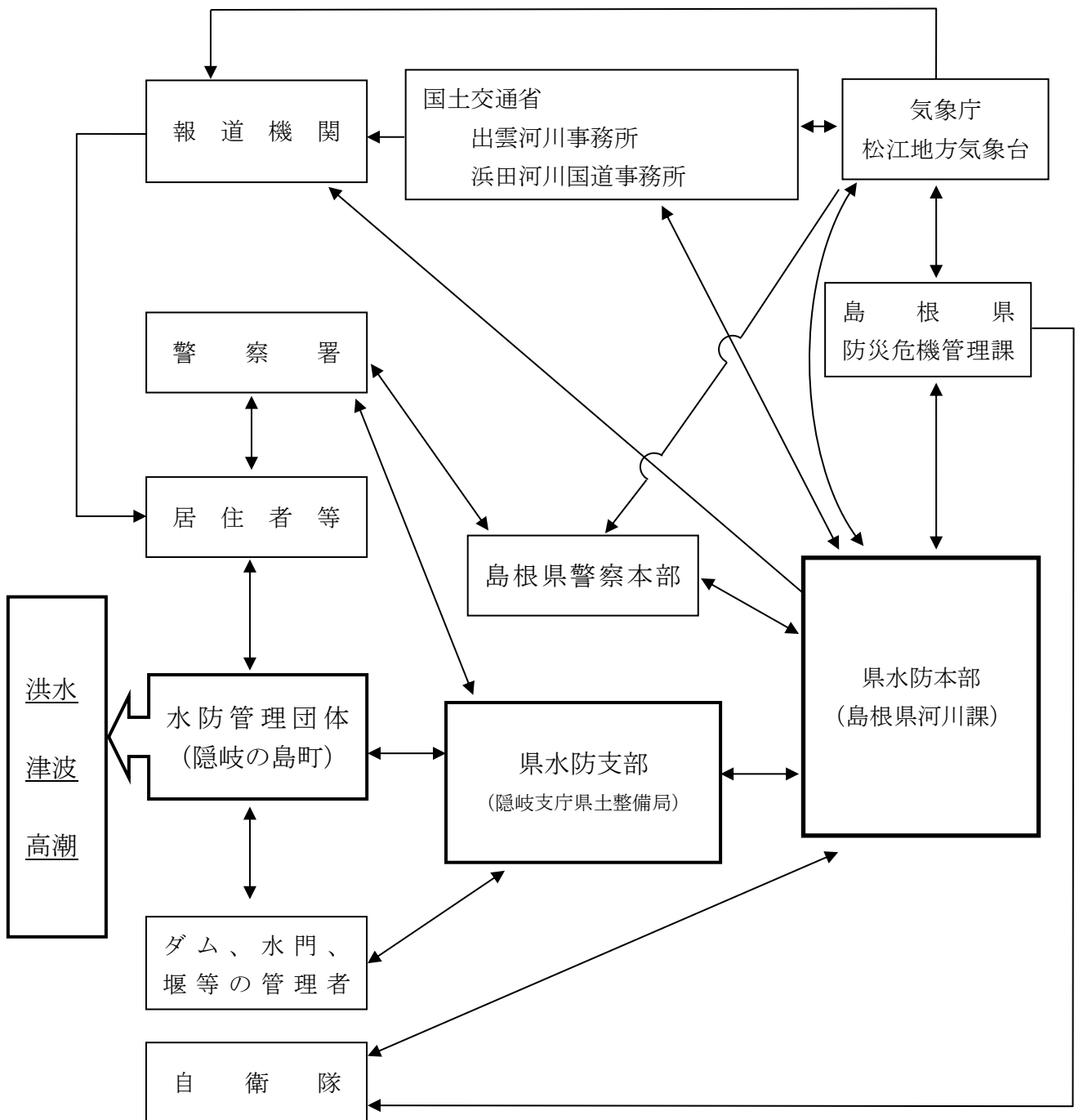
水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

県水防本部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。
県水防支部 (隠岐支庁)	1. 県水防本部の出先機関として県土整備局内に常置している機関で、局長を支部長としている。
水防管理団体	市町村(隠岐の島町)。(法2②)
水防管理者	水防管理団体である市町村の長(隠岐の島町長)。(法2③)
指定水防 管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。(法4)
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団長。(法2⑤)
消防職員	消防本部員、消防署員。
水防団	水防活動に従事する消防団について、本書では便宜上、水防団と記述している。
水防団員	水防活動に従事する消防団員について、本書では便宜上、水防団員と記述している。
重要水防区域	過去の出水により甚大な被害があり今後もそのおそれが多い河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。
危険な箇所	洪水及び高潮に伴う水があふれる箇所、漏水、深掘れにより決壊が予想される箇所。
浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、水位周知河川について、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして知事が指定した区域。(法14①)
洪水予報	1. 気象庁長官が気象の状況により洪水又は高潮のおそれがある場合に行う予報。(法10①) 2. あらかじめ指定された河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがある場合に水位又は流量を示して行う予報。(法10②、法11①、気象業務法14 ② ③)
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。
氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難発令判断の目安とする。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難指示発令判断の目安とする。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、あるいは氾濫が継続しているときに発表される。逃げ遅れた住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
水防警報	あらかじめ指定された河川について、国土交通大臣又は知事が洪水、津波又高潮によって災害が起こるおそれがある場合に、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。(法2⑧、法16①)
水位周知河川	洪水予報河川以外の河川で国土交通省又は知事が洪水により相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。(法13 ① ②)
水位到達情報	知事が指定した河川(水位周知河川)において、下記のあらかじめ定めた水位の到達及び氾濫発生に関する情報。
水防団待機水位 (通報水位)	この計画の定めるところにより、水防団員等を待機させるための指標となるもので、知事が定める水位。(法12 ①)
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。水防団の出動等の参考とする。(法12 ②)
避難判断水位	氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位で洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。高齢者等避難発令の目安となる水位である。
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫の恐れがある水位。避難指示の発令判断の目安となる水位である。(法13 ① ②)
警戒レベル	警戒レベルによる防災情報の提供 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を行うとともに、住民の自発的な避難判断等を促すよう努める。

第2章 水防組織と責任

1. 島根県下の水防組織

洪水、雨水出水、津波又は高潮の際には、島根県、水防管理団体、国土交通省、気象庁、警察本部等関係機関をはじめ住民の参加も得て水防に当たるものとする。



2. 町における水防組織と機構

(1) 水防管理者

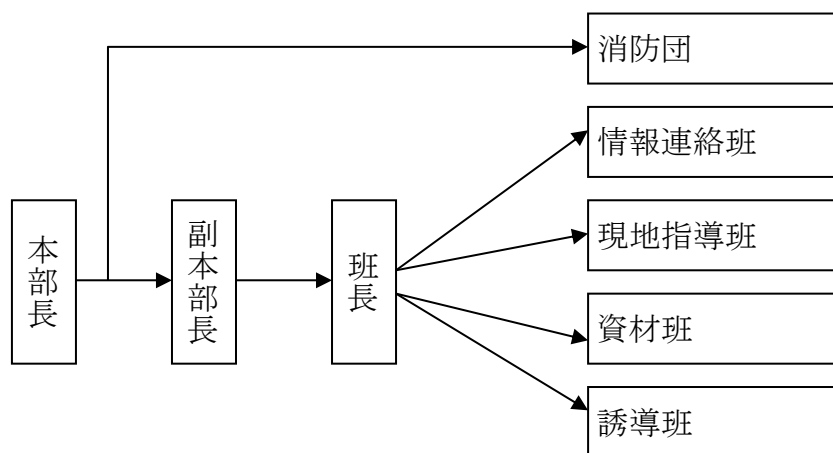
隠岐の島町長

(2) 水防組織系統

①水防本部

本町における水防を総括するために設置し、本部事務局を隠岐の島町役場総務課に設置する。

また、隠岐の島町地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部の組織に移行するものとする。



②水防機関

本町における水防活動については、消防団が行うこととし、水防機関の長は消防団長をもってこれにあてる。

また、水防法第17条の規定により、地元住民は水防本部長又は水防機関の長より出動の要請があった場合は、現地作業隊としてこれに協力しなければならない。

3. 水防関係機関一覧

(1) 県水防本部、県水防支部(隠岐支庁)

名 称	所 在 地	担当部	電話番号 防災行政無線番号	FAX 番号 防災行政無線 FAX	備 考
島根県水防本部	松江市殿町1	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356	河川課公用携 帯 080-1904-3348
島根県 水防隠岐支部	隠岐の島町港町塩口24	隠岐支庁県土整備局 業務部総務課	08512-2-9724 327-2-9724	08512-2-9759 327-2-9759	通常時
			08512-2-9734 327-2-9734		体制時

(2) ダム(県土木部所管)

名 称	所 在 地	電話番号 防災行政無線番号	FAX 番号 防災行政無線 FAX	備 考
銚子ダム管理所	隠岐の島町原田一ツ木 985-8	08512-2-4362 348-210	08512-2-4331 348-230	体制時
隠岐支庁県土整備局 管理課	隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-9752 327-2-9752	08512-2-9759 327-2-9759	通常時

(3) 国の機関

名 称	所 在 地	担当部	電話番号 防災行政無線番号	FAX 番号 防災行政無線 FAX	備 考
松江地方气象台	松江市西津田 7-1-11		0852-22-3784 435-81	0852-21-6656	
航空自衛隊 第3輸送航空隊	境港市小篠津町 2258	隊司令部防衛部	0859-45-0211 445-82	(内)327 445-82	
海上自衛隊 舞鶴地方隊	舞鶴市余部下 1190	総監部防衛部 第三幕僚室	0773-62-2250	0773-62-2250	
陸上自衛隊 第13偵察隊	出雲市松寄下町 1142-1	警備	0853-21-1045 (内)202, 205 526-81	0853-21-1045 (内)222 92-526-81	

(4) 県防災機関(消防防災課・隠岐支庁)

名 称	所 在 地	担当部	電話番号 防災行政無線番号	FAX 番号 防災行政無線 FAX	備 考
防災危機管理課	松江市殿町 1	防災第二グループ	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
隠岐支庁	隠岐の島町港町塩口 24	県民局総務課	08512-2-9603 327-2-9603	08512-2-9626 327-2-9626	

(5) 県警本部、警察署

名 称	所 在 地	担当部	電話番号 マイクロ無線番号	FAX 番号	備 考
島根県警察本部	松江市殿町 8-1	警備部警備課	0852-26-0110 442-81	0852-31-4828	
隠岐の島警察署	隠岐の島町西町吉田の二 20-15	警備課	08512-2-0110 651-81	08512-2-0990	

(6) 通信、電話、電力

名 称	所 在 地	担当部	電話番号	FAX 番号	備 考
西日本電信電話 (株)島根支店	松江市東朝日町 102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力ネットワーク (株) 隠岐ネットワークセンター	隠岐の島町港町塩口 84-119		0120-313-782		

(7) 報道機関

名 称	所 在 地	支社・支局等	電話番号 マイクロ電話番号	FAX 番号 マイクロFAX	備 考
NHK	松江市灘町 1-21	松江放送局ニュース	0852-24-4511 437-5	0852-27-5856 437-1	
山陰放送	松江市殿町 111	松江支社	0852-21-4306 448-5	0852-21-4307 448-1	
日本海 TV	松江市袖師町 2-38-201	島根総局	0852-26-3151 438-5	0852-27-8880 438-1	
山陰中央 TV	松江市向島町 140-1	本社報道部	0852-23-3434 439-5	0852-22-4490 439-1	
テレビ朝日	松江市御手船場町 549-1 損保ジャパンビル 4F	松江支局	0852-59-5421	0852-59-5425	
FM 山陰	松江市殿町 383	放送部	0852-27-9887 440-5	0852-27-5130 440-1	
共同通信社	松江市殿町 383	松江支局	0852-22-0101	0852-27-8149	
時事通信社	松江市末次町 23	松江支局	0852-21-3594	0852-21-3110	
朝日新聞社	松江市南田町 32	松江総局	0852-23-3330	0852-27-2308	
毎日新聞社	松江市母衣町 83-3	松江支局	0852-23-3121	0852-27-1548	
読売新聞社	松江市母衣町 95-1	松江支局	0852-23-1411	0852-23-1413	
産経新聞社	大阪市浪速区湊町二丁目 1 番 57 号	大阪本社地方部	06-6633-9811	06-6633-9879	
日本経済新聞社	松江市殿町 126	松江支局	0852-21-2198	0852-26-5720	
中国新聞社	松江市内中原町 24	松江支局	0852-23-3322	0852-23-3324	
山陰中央新報社	松江市殿町 383	松江本社報道部	0852-32-3320	0852-32-3520	
新日本海新聞社	松江市殿町 111	松江支社	0852-25-3385	0852-25-3392	
島根日日新聞社	松江市内中原町 230	松江支社	0852-31-1041	0852-31-9205	
島根県県政記者会	松江市殿町 1		0852-22-5465	0852-22-5466	県広聴広報課
山陰ケーブルビジョン	松江市学園 1-2-27	制作部	0852-23-2522	0852-24-9111	島根県ケーブルテレビ協議会 事務局

4. 水防の責任

(1) 県水防本部(島根県庁)の責任

(法3⑥、法7①⑤、法10、法11、法13、法14、法16、法33、法47、法48)

- ①県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。
- ②水防事務の調整及びその円滑な実施のため県水防計画を毎年増水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。また、その県水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。
- ③国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(洪水予報河川)
- ④知事が指定した河川について、気象庁長官(松江地方气象台)と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(洪水予報河川)
- ⑤国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(水位周知河川)
- ⑥水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水位周知河川)
- ⑦国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- ⑧県水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- ⑨指定水防管理団体から水防計画を定め及び水防計画に変更を加えた時に届出を受けなければならない。
- ⑩知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川、その他県管理河川で災害発生を警戒すべき河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しなければならない。また、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、町長に通知しなければならない。

(2) 島根県水防隠岐支部の責任

- ①現地における状況を的確に把握し、県水防本部、水防管理団体及びその他の水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防管理団体が実施する水防活動の報告を求め助言・勧告を行うなど指導応援しなければならない。
- ②知事が指定した河川について、県水防計画の定めるところにより避難判断水位等に達した場合、水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。

- ③知事が指定した河川について、県水防計画の定めるところにより水防警報及び氾濫警戒情報を発表し、かつその警報事項を水防関係機関に通知しなければならない。
- ④知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに県水防計画に定める水防関係機関及び町長に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- ⑤ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設の管理を十分に行うとともに、許可工作物の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。
- ⑥水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認しなければならない。

(3) 水防管理団体(町)の責任(法3、法9、法15、法17、法33①、②、③、④)

- ①町は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。
- ②町の水防管理者(町長)は、県水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。
- ③町の水防管理者(町長)は、毎年増水期までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- ④町の水防管理者(町長)は、②により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、隠岐の島町水防協議会に諮るとともに、遅延なく、県知事に届け出なければならない。
- ⑤町の水防管理者(町長)は、水防計画を定め又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。
- ⑥町の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- ⑦区域内の河川堤防等を巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- ⑧水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要と認められたときは、消防団及び消防機関(隠岐広域連合消防本部)に出動の準備をさせなければならない。
- ⑨水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認しなければならない。
- ⑩知事から浸水想定指定があったときは、隠岐の島町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (ア) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
 - (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水、出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (エ) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - i 地下街等
 - ii 要配慮者利用施設
 - iii 大規模な工場その他の施設(申出があった施設に限る)

また、浸水想定区域を町長はこれらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ)の配布その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 気象庁(松江地方気象台)の責任(法10、法11)

- ①気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。
- ②国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣(国土交通省関係事務所長)と共同して洪水予報を発表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- ③知事が指定した河川について、知事(島根県土木部河川課長)と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(5) 報道、通信機関の責任(法10、法13、法27)

- ①報道機関は、国土交通大臣と気象庁長官及び知事と気象庁長官が共同して発表した洪水予報及び国、県が発表した、氾濫警戒情報等を一般に周知することに努めなくてはならない。
- ②通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

(6) ダム設置者の責任(河川法46)

- ①ダムの設置者は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合には、水位、流量等の観測結果及び当該ダムの操作状況を河川管理者及び県知事に通報しなければならない。

(7) 居住者等の義務(法24)

- ①町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者(町長)、又は消防機関(隠岐広域連合消防本部)の長から出勤の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

5. 水防訓練等

(1) 水防訓練

町は、毎年増水期前に1回以上、水防訓練を行うものとする。なお、演習要領は所轄水防支部長と協議の上、水防管理者(町長)が定めるものとする。

(2) 連絡協議会

県水防隠岐支部(隠岐支庁)は、毎年増水期前に、町及び関係機関との連絡協議会を開催し、危険箇所の実地確認を行うものとする。

第3章 重要水防区域及び危険な箇所

1. 重要水防区域

重要水防区域は、過去の出水により甚大な被害があり、今後もそのおそれの大きい区間、または、堤防が決壊した場合その背後地、及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で次の(1)～(7)を基準として定めている。

- (1) 既往水害で被災し未復旧の区間。
- (2) 未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間。
- (3) 既設堤防護岸が低く、日雨量100mm又は時間雨量30mm以上となった、場合溢水、浸水のおそれがある区間。
- (4) 土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間。
- (5) 水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深掘れされ、決壊のおそれがある区間。
- (6) 改修済及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間。
- (7) 堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間。

2. 危険な箇所

危険な箇所は、洪水及び高潮にともない水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊のおそれがある箇所である。

第4章 水防体制

1. 水防本部の体制

(1) 業務の開始

水防本部は、松江地方気象台から水防に関する気象等予警報を受けたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

(2) 業務の体制

水防本部の業務体制については、隠岐の島町地域防災計画に準じ、次の体制に区分して水防業務を行う。

体制	基準	体制の決定	動員
警戒本部	1 隠岐地区に気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、高潮、波浪、洪水等の警報が発表されたとき	自動配備	風水害第1動員を配備
	2 隠岐地区に大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予測されるとき	自動配備	風水害第2動員を配備
	3 副町長が必要とみとめたとき	副町長が決定し、設置する	副町長が決定する

2. 警察署及びその他関係機関との連絡

(1) 警察署との連絡

町は、隠岐の島警察署と綿密な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておくものとする。

(2) その他関係機関との連絡

町は、災害警戒体制になった場合及びその他必要がある場合は、その旨を第2章2に示す関係各機関に通報するものとする。

第5章 水防活動

1. 気象状況の連絡

(1) 気象等注意報・警報の発表

松江地方気象台は、次の基準に該当した場合、気象等注意報及び警報を発表する。

1 水防に関する気象等注意報の種類と発表基準

大雨注意報:大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の基準に達すると予想した場合。	
表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
8	113

※表面雨量指数基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に注意報を発表。

※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水発生の高まりを把握するための指標である。

※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指数である。

洪水注意報:洪水によって災害が起こるおそれがある場合 具体的には次の基準に達すると予想した場合。	
①流域雨量指数基準	②複合基準
久見川流域=5.5, 那久川流域=4, 都万川流域=5.6, 末路川流域=7.9, 八尾川流域=7, 春日川流域=6.4, 元屋川流域=4.6, 中村川流域=4.6, 有木川流域=4.3, 真杉川流域=5.8, 銚子川流域=6.6	久見川流域=(6, 4.4), 那久川流域=(6, 3.2), 都万川流域=(5, 5.6), 八尾川流域=(6, 5.6), 春日川流域=(6, 5.1), 中村川流域=(5, 4.2), 有木川流域=(5, 4.3), 銚子川流域=(5, 6.6)

※①～②のいずれかの基準に達すると予想した場合に注意報を発表。

※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨によりどれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

※複合基準は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

高潮注意報:台風等による海面の異常上昇により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の基準に達すると予想した場合。	
潮位基準	
0.6m	

2 水防に関する気象等警報の種類と発表基準

大雨警報:大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の基準に達すると予想した場合。	
表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
15	131

※表面雨量指数基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に警報を発表。

※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水発生の高まりを把握するための指標である。

※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指数である。

洪水警報:洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
 具体的には次の基準に達すると予想した場合。

①流域雨量指数基準	②複合基準
久見川流域=6.9, 那久川流域=5, 都万川流域=7, 末路川流域=9.9, 八尾川流域=8.8, 春日川流域=8.1, 元屋川流域=5.8, 中村川流域=5.8, 有木川流域=5.4, 真杉川流域=7.3, 銚子川流域=8.3	那久川流域=(6, 4.5), 都万川流域=(6, 6.3), 八尾川流域=(6, 7.9), 春日川流域=(6, 7.2), 中村川流域=(6, 5.2), 有木川流域=(6, 4.8), 銚子川流域=(6, 7.4)

※①～②のいずれかの基準に達すると予想した場合に警報を発表。

※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨によりどれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

※複合基準は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

高潮警報:台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

具体的には次の基準に達すると予想した場合。

潮位基準
0.8m

波浪警報:風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

具体的には有義波高が6m以上になると予想される場合。

※「有義波高」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の3分の1の個数の波(例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方から33個の波)を選び、これらの波高及び周期を平均したもの。

(2) 気象等情報の発表

松江地方気象台は、気象の予報等について、気象等警報や注意報に先立って注意を喚起する場合や、気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

なお、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス雨量、及び島根県等の観測雨量、又は解析雨量で1時間降水量が100mm以上の雨量を観測又は解析し、かつ、大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」(うす紫)が出現している場合に気象庁が発表する。

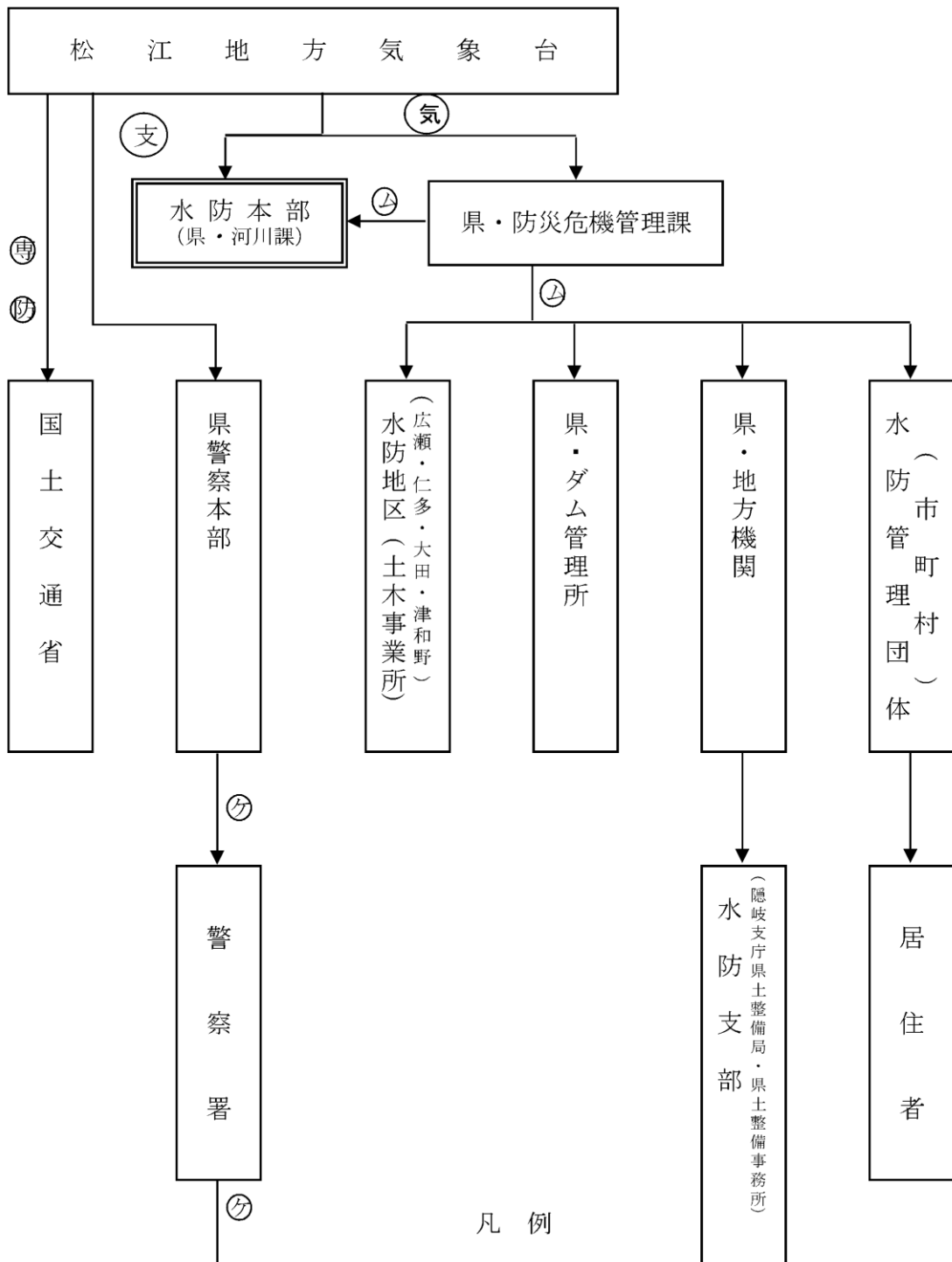
また、「顕著な大雨に関する情報」は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使用して発表する。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(3) 気象等予警報の情報伝達

水防本部は、水防に関する気象等の予警報情報を受け必要があると認められた場合は、水防団を始めとする水防関係者及び住民へ速やかに周知徹底を図る。

<気象等注意報・警報・情報伝達系統図>



凡 例

- ⓪ 専用電話
- Ⓛ 防災行政無線 F A X
- Ⓚ 警察電話
- Ⓣ 庁内電話
- Ⓝ N T T 電話
- Ⓜ 気象業務支援センター経由
- Ⓢ 防災情報提供システム (専用回線)
- Ⓜ 気象情報伝送処理システム
- 無印 適宜の方法

2. 雨量及び水位の観測と通報

(1) 雨量・水位の観測システム及び利用可能な関係機関

関係機関は、県内の雨量・河川水位のテレメータ観測所を次の表で示す観測システムにより監視できる。これらデータは、最短10分毎に速報値として更新される。

このうち、インターネットと携帯電話については一般に公表する。

令和4年4月1日現在

利用機関	雨量・水位の観測システム	所管	情報の内容	レーダ	時間	*1	国管理	県管理	ダム	気象等
				雨量	雨量	累計雨量	河川水位	河川水位	雨量	注警報
行政	島根県水防情報システム河川課	島根県河川課	河川課及び農地整備課砂防課所管データ(国土交通省が管理する河川水位の一部情報有り)		◎	◎	○	◎	◎	○
一般	インターネット 【しまね防災情報】 (PC版) https://www.bousai.shimane.jp/ (携帯版) https://www.bousai.shimane.jp/	島根県消防総務課 防災危機管理課	気象情報など関係機関HPのリンクを掲載							◎
	インターネット 【島根県水防情報】 (PC版) https://www.suibou.shimane.jp/pc (スマートフォン版) https://www.suibou.shimane.jp/s (携帯版) https://www.suibou.shimane.jp/m	島根県河川課	島根県水防情報システム		◎	◎	○	◎	◎	○
	メールシステム※登録者のみ 【しまね防災メール】	島根県消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報					○	○	○

その他、県内の雨量・河川水位を観測するシステムは次の表で示すものがある。

令和4年4月1日現在

雨量・水位の観測システム	所管	利用可能な関係機関等	情報の内容
インターネット 【島根県土砂災害予警報システム】 (PC版) https://sab01.pref.shimane.lg.jp/residents/ (スマートフォン版) https://sab01.pref.shimane.lg.jp/smartphone/ (携帯版) https://sab01.pref.shimane.lg.jp/mobile/	島根県砂防課	全機関、一般	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報
インターネット 【川の防災情報】 https://www.river.go.jp	国土交通省	全機関、一般	斐伊川、江の川、高津川等、国土交通省が管理する河川の情報(島根県河川課ホームページからリンクしている)
インターネット 【気象庁ホームページ】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁	全機関、一般	島根県内の気象庁管理(アメダス)の雨量等
インターネット 【防災情報提供センター】 https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土交通省	全機関、一般	国土交通省(水管理・国土保全局、気象庁、道路局)管理の雨量

※1:土砂災害の発生を予測するための雨量情報は、雨が降り止んでから24時間経過するとリセット(ゼロ)となるが、他のシステムでは12時間経過すると(ゼロ)となる。但し、水防情報システムのダム所管テレメータについては、ダム毎にリセット時間が異なる。

(2) 雨量及び水位の観測

- ①水防本部は、関係する雨量及び水位観測所の正確な情報の把握に努めるものとする。
- ②各水防関係機関は、関係する雨量及び水位観測所の正確な情報の把握に努めるものとする。
- ③県水防隠岐支部から、水位情報等に関する情報を受けたときは、速やかに正確な情報の把握に努めるものとする。

(3) 水位の通報

- ①水防本部は、水防に関する気象予警報の連絡を受け、出水のおそれがあると認めたとき、又は河川が水防団待機水位に達したときは、常に所管する水防情報システム水位観測所の水位の変動を監視するものとする。
- ②水防本部は、水防団待機水位、氾濫注意水位に関する情報を受けた場合、その時刻と水位を直ちに関係水防団体等に通報するものとする。
- ③各水防機関は、必要に応じ他の水防機関が入手した水位観測結果の通報を受けるものとする。

(4) ダムからの通報

- ①銚子ダムからの通報
銚子ダムより次の事項について通報がある。
(ア)ダム操作規則に定める通報。

3. ダム、水門、樋門、堰の操作

各施設の管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。

また、操作規則等を定めていない施設の管理者は、常に施設が十分に機能できるように整備しておくとともに、水防時には適正な操作を行い水害の防止に万全を期するものとする。

水防管理者(町長)は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

4. 水位周知

洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして県が指定した河川(水位周知河川)において、別に定める発表基準により、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は、直ちに水防計画に定める水防関係機関に通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(1) 水位周知(県管理河川)の発表、伝達方法

発表基準

河川名	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
八尾川	○	○	○

(2) 水位周知(県管理河川)の観測所及び対象水防管理団体

(単位:m)

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾濫 危険水位	避難 判断水位	氾濫 注意水位	水防団 待機水位	関係水防 支部名	対象管理 団体名
八尾川	中条	隠岐の島町 原田	4.10 4.20	2.40	2.20	2.00	1.20	隠岐	隠岐の島町

5. 水防警報

国土交通大臣が指定した以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表する。

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあつては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

(2) 水防警報の種類

発表段階	種類	内容
第1段階	待機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることは出来ない旨を警告するもの。
第2段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第3段階	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適宜	指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第4段階	解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び該当基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

(ただし、待機、準備の2段階は状況により省略することができる。)

(3) 水防警報(県管理河川)の発表等の方法

①指定河川、区域、発表担当者

水系	河川名	区 域	発表担当者
八尾川	八尾川	左岸:隠岐の島町原田(蔵見橋)から隠岐の島町西町(河口)まで 左岸:隠岐の島町上西(蔵見橋)から隠岐の島町港町(河口)まで	県水防隠岐支部長

②水位観測所等

(単位:m)

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾濫 危険水位	避難 判断水位	氾濫 注意水位	水防団 待機水位	関係水防 支部名	対象管理 団体名
八尾川	中条	隠岐の島町 原田	4.10 4.20	2.40	2.20	2.00	1.20	隠岐	隠岐の島町

③水防警報(県管理河川)発表の条件

(単位:m)

発表の条件		待 機	準 備	出 動	指 示	解 除
発表の条件		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を超えると見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害が生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し災害のおそれのあるとき、その他水防活動上必要な情報(適宜)	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水防団待機水位	水 位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	
八尾川	中 条	1.20	1.60	2.00	2.40	—

6. 河川等の巡視

水防管理者(町長)、消防機関(隠岐広域連合消防本部)の長は毎年増水期前に区域内の河川・海岸堤防等を巡視しなければならない。

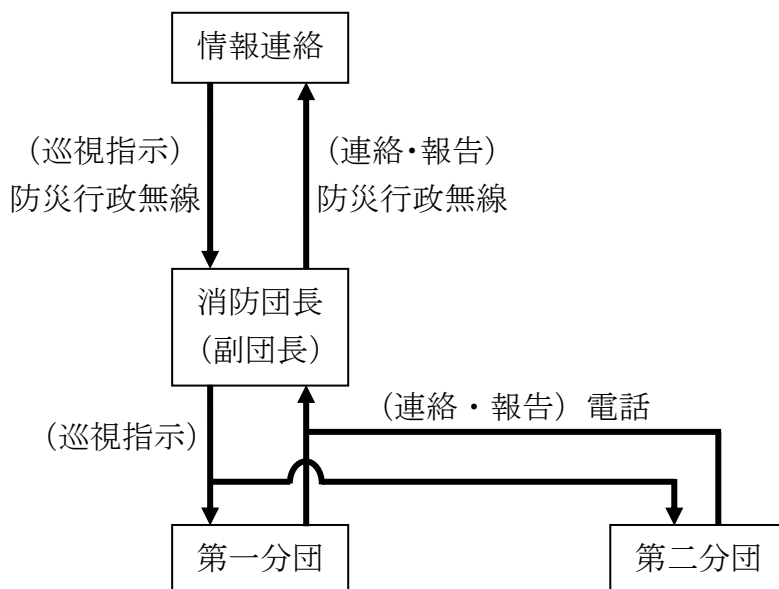
巡視にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ①危険な箇所(point)の点検・確認をすること。
- ②上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川・海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること(法9)。

7. 水防機関の出動と出動後の水防活動

(1) 水防活動の手順

- ①町は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、水防本部員並びに各対策部員に対し常時勤務から非常時勤務に切換を命じ、堤防の監視及び警戒配置につく。
- ②水防非常配備体制の種別と各対策部の配備基準は地域防災計画風水害等対策時の事務分担を準用する。
- ③水防本部員並びに各対策部員は、夜間、休日にかかわらず水防警報の発令が予測される場合、自動的に風水害等対策時の配備基準に従い、水防本部長(町長)の指示のもと、水防の業務に従事しなければならない。
- ④水防本部長(町長)は、消防団員に出動させ、水防作業に従事し、監視及び警戒中に異常を発見したときは、ただちに県水防隠岐支部(隠岐支庁県土整備局)に島根県水防計画別表 31 号表、32 号表、33 号表、34 号表により報告しなければならない。
- ⑤消防団機関の出動については、河川の水位の上昇等によって危険が予測される場合には、あらかじめ各分団長に対し出動準備の通報を行う。
- ⑥水防本部長(町長)は、洪水に対する警戒が必要な場合、また緊急に水防対策を行う場合は、必要に応じて、町内建設業者他民間団体、ボランティア団体等に協力を要請する。
- ⑦重要水防区域・ため池巡視体制連絡系統図は以下の通りである。



- ⑧消防職員及び消防団員は、資料 9 に示す水防信号の第 1 信号で出動を予期し、第 2 信号で出動する。
- ⑨水防活動に従事する者は、自身の安全を確保した上で、活動にあたること。

(2) 水防標識と身分証票

①水防標識

(ア)水防要員の標識は左腕に水防の腕章をつける(資料 10 参照)。但し、消防団員は除く。

(イ)車の標識(資料 10 参照)。但し、消防車には装着不要

(3) 優先通行

①(2)に定める標識を付けた車両が、水防のために出動するときは、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。(法18)

②警察官は災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。(災害対策基本法第76条の3第1項)

③警察官は上記②の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。(同法第76条の3第2項)

④警察官がその場にいない場合、消防職員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記②、③と同じ権限が与えられる。(同法第76条の3第3項、第4項)

(4) 緊急通行

消防職員及び水防団員が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときには、一般交通の用に供しない空地、水面を通行することが許される。

(5) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員(これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官)は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立ち入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。

(6) 居住者に対する水防従事命令

水防管理者(町長)又は消防機関(隠岐広域連合消防本部)の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

(7) 公用負担

水防管理者(町長)又は消防機関(隠岐広域連合消防本部)の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木、その他の資材の使用又は収用

③車両、その他の運搬具又は器具の使用

④工作物、その他の障害物の処分

ただし、これらの権限を行使する者は、その身分証明書を、またこの者の委任を受けた者は、資料 11 に示す証明書を呈示しなければならない。また、水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、資料 11 に示す証票 2 通を作成し、1 通を目的物所有者又は管理者に手渡さなければならない。

なお、町は、これにより損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

(8) 通信優先利用

水防管理者(町長)、消防機関(隠岐広域連合消防本部)の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために下記の専用通信施設を使用することができる。

- ①警察通信施設
- ②気象官署通信施設
- ③電気事業通信施設

(9) 援助・応援

水防管理者(町長)は、消防機関のみでは対処しきれないときには、警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他市町村の水防管理者又は消防長に応援を求めることができる。

応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者(町長)の所轄の下に行動する。

(10) 自衛隊の災害派遣

水防管理者(町長)は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事(県消防防災課)にその旨を依頼するものとする。

(11) 費用負担

町の水防に要する費用は、町が負担するものとする。ただし、他の市町村等水防管理団体への応援のために要した費用、又は水防によって、町の区域外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体又は利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。

この場合の負担額及び負担方法については、両者が協議して定めるものとする。

(12) 水防の解除

水防管理者(町長)は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は県水防隠岐支部(隠岐支庁)から水防警報解除の通知を受けたときは、これを一般に周知することとする。

8. 水防協力団体の創設

(1) 水防協力団体の指定

水防管理者(町長)は、法 37 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(2) 水防協力団体の業務

- ①水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- ②水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ③水防に関する調査研究を行うこと。
- ④水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- ⑤前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑥水防の必要な器具、資材又は設備の保管、提供すること。

(3) 水防団体との連携

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

(4) 監督等

水防管理者(町長)は、水防協力団体に対し、

- ①必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。
- ②業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- ③(2)の命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

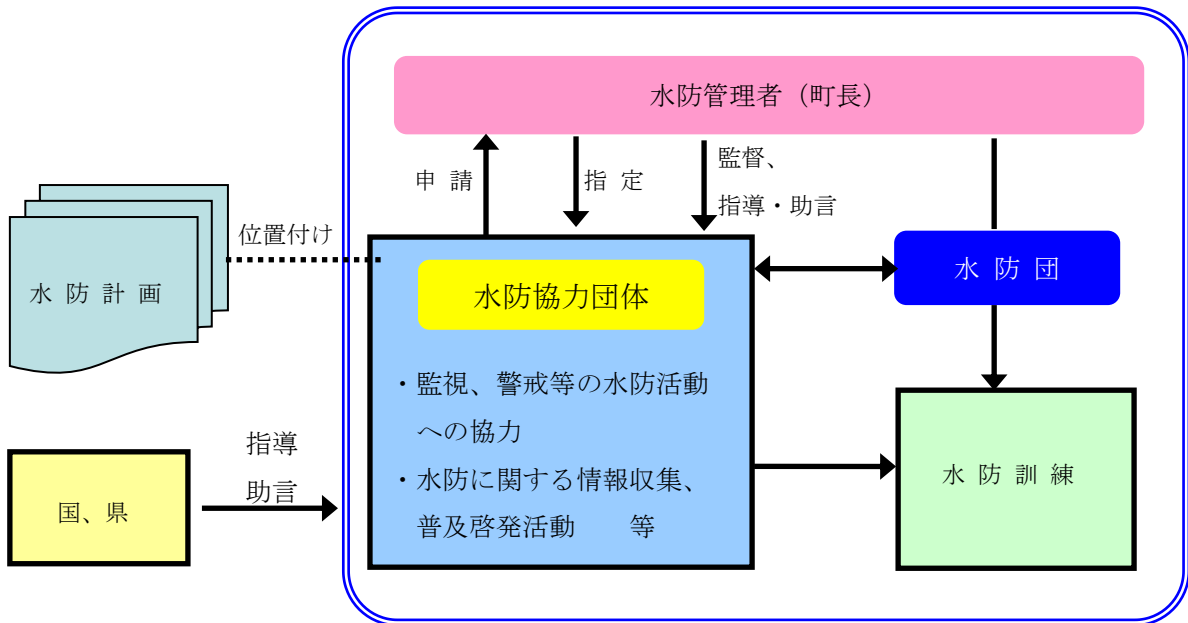
(5) 情報の提供

国、都道府県及び町は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(6) 水防訓練

町は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

(7) 協力団体制度の水防概念図



9. 決壊に際しての措置

(1) 決壊の通知

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者(町長)、消防機関(隠岐広域連合消防本部)の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民、県水防隠岐支部(隠岐支庁)、隠岐の島警察署等に通報しなければならない。

(2) 決壊後の措置

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときでも、水防管理者(町長)、消防機関(隠岐広域連合消防本部)の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

10. 避難のための立退

(1) 指示

洪水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、水防管理者(町長)は、迅速、確実に居住者に対して指示する。なお、水防管理者(町長)が指示する場合には、その旨を隠岐の島警察署長に通知しなければならない。

(2) 避難場所及び避難経路

町は、水防に関する避難場所および避難経路について、一般に周知しておくものとする。

1 1. 水防資材器具等の整備並びに輸送

(1) 県の水防資材器具等

水防管理者(町長)は県の所有する備蓄資材器具等の使用を必要とする場合には、県水防隠岐支部(隠岐支庁)長に要請するものとする。

(2) 町の水防資材器具等

①水防用資材は、災害時この資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るよう、重点水防区域を対象として水防倉庫あるいはこれにかわるべき施設を常に備蓄しておく。

②水防資材の整備

(ア)倉庫内の資材は随時に調査し、緊急時に役立つよう整備しておく。

(イ)補充資材確保のため水防区域の資材業者とも協議し、資材の不足を生じた場合は速やかに補給できるよう準備しておく。

(ウ)河川が氾濫し、資材の輸送に困難な場合を想定し水防倉庫以外の適切な場所へ分散しておくものとする。

なお、備蓄の困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所の選定しておくものとする。

(エ)若干量の予備土を適当な箇所に常備する等、緊急時に役立つよう準備しておく。

③水防資材の取扱い

(ア)水防資材については水防以外の如何なる工事にも使用することは許されない。

(イ)資材の受払いについては、帳簿を備え常に正確に記入しておく。帳簿は様式第 号による。

(ウ)資材を使用したときは5日以内に事務局(総務課)に報告する。

(3) 水防資材器具等の輸送の確保

水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。

12. 記録、報告

(1) 記録

水防管理者(町長)は消防吏員又は水防団員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するものとする。

- ①警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻
- ②出動水防作業員の氏名
- ③堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。
- ④使用資材及び数量
- ⑤破損した器具資材及び数量
- ⑥警戒中の観測水位
- ⑦水防法 17 条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由
- ⑧公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用した事由
- ⑨処分した障害物の数量、除去場所及びその理由
- ⑩土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由
- ⑪水防作業中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況
- ⑫避難を指示した時刻及び事由
- ⑬支出費の明細
- ⑭その他記録を必要とする事項

(2) 報告

水防管理者(町長)は、水防が終了したときは速やかに、資料 8 に示す必要事項を記入して、県水防隠岐支部(隠岐支庁)を經由して県水防本部長に報告するものとする。

付属資料

1. 雨量観測所一覧表

(1) 島根県水防情報システム関係

水系名	観測所名	所在地		管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
八尾川	さいごう 西郷	隠岐の島町	港町	隠岐支庁	隠岐支庁	08512-2-9734	テレメータ
"	ちようし 銚子ダム	"	原田	"	"	08512-2-9752	"
				"	銚子ダム管理所	08512-2-4362	
重栖川	ご 五箇	"	郡	隠岐支庁	隠岐支庁	08512-2-9734	"

(2) 島根県土砂災害予警報システム(砂防課所管)

水系名	観測所名	所在地		管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	水防情報システム観測所名
		市町村	大字等					
中村川	なかむら 中村	隠岐の島町	中村	隠岐支庁	隠岐支庁	08512-2-9734	テレメータ	
那久川	なぐ 那久	隠岐の島町	那久	"	"	"	"	
卯敷川	うせ 布施	隠岐の島町	卯敷	"	"	"	"	

(3) 気象庁関係

水系名	観測所名	気象等情報で用いる名称	所在地		管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
八尾川	西郷	隠岐の島町西郷	隠岐の島町	西町	松江地方気象台	松江地方気象台	0852-22-3784	地域気象観測システム(アメダス)
八尾川	西郷岬	隠岐空港	隠岐の島町	岬町	松江地方気象台	松江地方気象台	0852-22-3784	地域気象観測システム(アメダス)

(4) その他

水系名	観測所名	所在地		管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
中村川	西郷	隠岐の島町	中村	隠岐の島町	隠岐の島町役場 中出張所	08512-4-0002	簡易
春日川	布施	"	布施	"	隠岐の島町役場 布施支所	08512-7-4311	自記
重栖川	五箇	"	北方	"	隠岐の島町役場 五箇支所	08512-5-2211	簡易
都万川	つま 都万	"	都万	"	隠岐の島町役場 都万支所	08512-6-2311	"

2. 水位観測所一覧表

(1) 島根県関係水防情報システム関係

河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾濫 危険 水位	避難 判断 水位	氾濫 注意 水位	水防団 待機 水位	管理 者名	観測 者名	電話番号	観測 方法	量 水 標
		市町村	大字等										
八尾川	やびがわ 八尾川	隠岐の島町	城北	3.75 4.75			2.60	1.50	隠岐 支庁	隠岐 支庁	08512-2- 9734	テレメ ータ	
〃	八田橋	〃	中町	4.80 4.80			2.90	2.10	〃	〃	〃	〃	
〃	中 条	〃	原田	4.10 4.20	2.40	2.20	2.00	1.20	〃	〃	〃	〃	
中村川	しんどでばし 新堤橋	〃	中村	3.65 3.65			1.90	1.40	〃	〃	〃	〃	
都万川	つまがわ 都万川	〃	都万	3.80 3.10			1.30	0.80	〃	〃	〃	〃	
重栖川	ごかおほし 五箇大橋	〃	郡	2.80 2.80			1.40	0.80	〃	〃	〃	〃	有
久見川	きよみばし 清見橋	〃	久見	3.40 3.40			2.00	1.30	〃	〃	〃	〃	

(2) 島根県管理危機管理型水位計関係

河川名	観測所名	所在地		形式	観測開始水位	危険水位
		市町村	大字等			
春日川	春日川	隠岐の島町	布施	接触式	天端より-2.30m	天端より-0.62m

3. 重要水防区域及び危険な箇所総括表

(1) 重要水防区域一覧

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延長(m)	備考
八尾川	八尾川	自:隠岐郡隠岐の島町原田(蔵見橋) 至: " " 西町(河口)	左	5,600	
"	"	自:隠岐郡隠岐の島町平(天川合流点) 至: " " 港町(河口)	右	4,400	
重栖川	重栖川	自:隠岐郡隠岐の島町郡(五箇大橋) 至: " " 南方(河口)	左	3,800	
"	"	自:隠岐郡隠岐の島町郡(五箇大橋) 至: " " 北方(河口)	右	3,800	
計	4			17,600	

(2) 危険箇所一覧

番号	河川名	位置	左右岸	延長(m)	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
隠-1	那久川	隠岐の島町那久	左	1,300	深掘れ	B	深掘れ	木流工	隠岐の島町
隠-2	那久川	隠岐の島町那久	右	1,300	"	B	"	"	隠岐の島町
計		2箇所		2,600					

4. 堰・樋門・水門

(1) 堰一覧表

河川名	名称	位置		高さ	長さ	門数	管理者	連絡先(TEL)	備考
		市町村	大字等						
八尾川	八郎堰	隠岐の島町	池田	1.64	26.00	1	隠岐の島町 土地改良区	08512-2-1286	自動堰
八尾川	龍淵可動堰	隠岐の島町	上西	1.15	17.30	1	雨来水利組合	08512-2-5281	自動堰
有木川	有木第一堰	隠岐の島町	有木	1.50	9.60	1	有木一号井 堰水利組合	08512-2-5078	自動堰
重栖川	中島堰	隠岐の島町	南方	1.30	35.40	1	隠岐の島町 土地改良区	08512-5-2369	自動堰
重栖川	南方1号堰	隠岐の島町	南方	1.40	33.70	1	隠岐の島町 土地改良区	08512-5-2369	自動堰
重栖川	南方2号堰	隠岐の島町	南方	1.10	38.20	1	隠岐の島町 土地改良区	08512-5-3093	自動堰
重栖川	千田堰	隠岐の島町	郡	0.90	20.55	1	千田堰水利組合	08512-5-2289	自動堰
重栖川	大森堰	隠岐の島町	郡	1.40	23.20	1	大森堰水利組合	08512-5-2356	自動堰
苗代田川	保土堰	隠岐の島町	苗代田	0.60	6.60	1	保地水利組合	08512-5-3102	自動堰
那久路川	下山堰	隠岐の島町	小路	1.20	14.00	1	下山頭首工水 利組合	08512-5-2323	自動堰
代川	宮ノ前堰	隠岐の島町	代	1.00	7.00	1	代地区水利組合	08512-5-2671	自動堰
都万川	井島堰	隠岐の島町	都万	1.30	17.00	1	隠岐の島町長	08512-6-2311	自動堰
八尾川	西岩風呂取水堰	隠岐の島町	原田	1.10	8.10	1	西岩風呂水利組合	08512-2-5206	自動堰
八尾川	中河原堰	隠岐の島町	原田	1.50	10.00	1	中河原水利組合	08512-2-5186	自動堰

(2) 水門・樋門一覧

河川名	位置		種別	高さ×幅・ 径	門 数	操作 手順	管理者	管理 委託先	操作担当者	操作担当者 連絡先	施設名
	市町村	大字等									
八尾川	隠岐の島町	原田	樋門	1.35×1.45	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2111	原田樋門
重栖川	隠岐の島町	南方	樋門	2.25×2.25	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2111	千田樋門
中村川	隠岐の島町	中村	樋門	1.10×1.10	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2111	中村樋門
飯田川	隠岐の島町	飯田	樋門	1.50×1.50	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2111	飯田樋門
重栖川	隠岐の島町	南方	樋門	1.70×1.10	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512-2-2111	重栖川 3号樋門

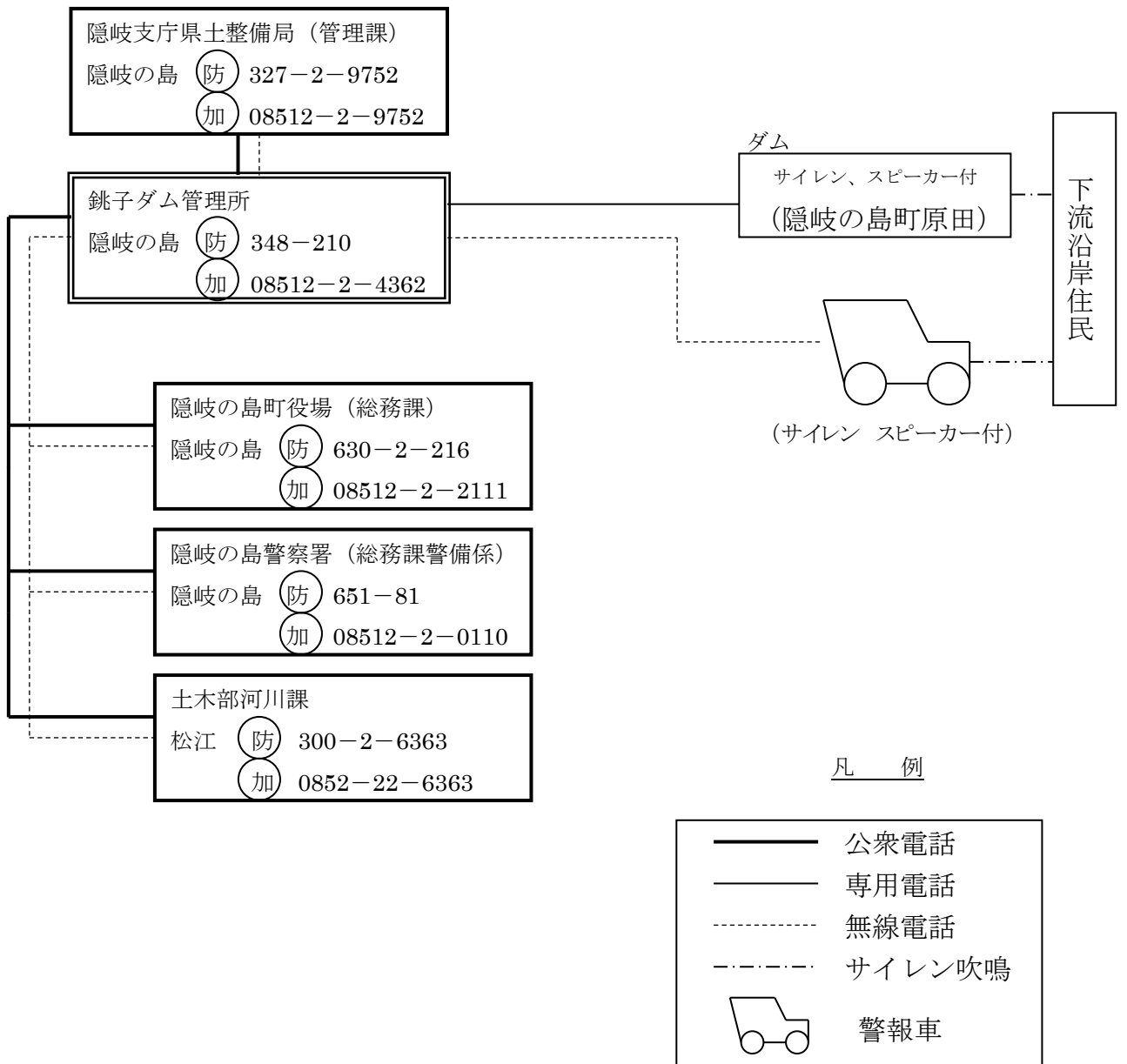
5. ダム

河川名	名称	所在地	所管	連絡先
銚子川	銚子ダム	隠岐の島町原田一ツ木	島根県 (土木部)	隠岐の島(08512)2-4362

銚子ダム機能表

区分	名称	
	区分	銚子ダム
概要	水系	八尾川
	河川名	銚子川
	所在地	隠岐の島町原田
	所管	島根県(土木部)
	目的	洪水調節、上下水道、不特定用水
	型式	重力式コンクリートダム
	連絡先	隠岐の島(08512)2-4362
堰堤貯水池諸元	集水面積 k m^2	7.8
	堤高 m	39.7
	堤頂長 m	185.0
	洪水時操作ゲート	なし
	常時満水位 m	EL 57.8
	洪水時満水位 m	EL 65.6
	総貯水容量 千 m^3	2,530
	有効貯水容量 千 m^3	2,350
治水	制限水位 m	—
	洪水調整容量 千 m^3	1,300
	計画高水量 m^3/s	95
	最大放流量 m^3/s	9

ダム関係通報系統図



7. 水防輸送

(1)水防輸送車輛配置一覽表

(単位 台)

機関名	車 種											備考
	乗用車		オフロード車	トラック			バン			二輪車	その他	
	大型	小型		大型	小型	軽四	大型 2,000 cc	小型	軽四			
隠岐支庁		1	2		1			7	5		3	
隠岐の島町		6	1		1	6			35		5	マイクロバス2台 8人乗ワゴン2台 7人乗ワゴン1台

8. 水防活動

(1) 被害情報報告様式

- ①第 31 号表 出水様式一総括
- ②第 32 号表 出水様式一2(1)被害情報
- ③第 33 号表 出水様式一2(2)被害情報
- ④第 34 号表 緊急復旧情報

第 31 号表

出水様式一総括（水防管理団体→水防支部→水防本部用）

令和 年 月 日 （出水名）による出水状況報告【第 報】
月 日 : 現在

■被害状況

1) 一般被害

※浸水家屋数は、河川に係わる沿川の浸水被害について河川管理者が把握したものであり、市町村の集計する市町村全体の浸水家屋数とは異なる。

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	浸水家屋数		家屋損壊数		田畑等浸水		被害状況
				床上 (戸)	床下 (戸)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	原因	面積 (約 ha)	

2) 河川管理施設等被害

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	地 点		被害状況		対策状況
				左右岸	KP	状態	数量 (約 m)	

■避難指示状況

<都道府県管理河川に関わる避難指示状況>

都道府県	水系	河川	市町村	避難状況			発令日時	解除日時	備考
				類型	世帯数	人数			

■国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	地 点		排水 P 車出動状況		水防団等活動状況
				左右岸	KP	出動数 (台)	稼働 状況	

※適宜行を挿入し必要事項を記載

※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

第 32 号表

(月 日 時 分)

出水様式— 2 (1) 被害情報 (都道府県管理河川)

(整備局等名 : 中国地整)

(都道府県名 : 島根県)

(市町村名 : 隠岐の島町)

出 水 名	台風〇〇号 (第 報)		
水 系 名	2 級河川	八尾川	河 川 名
出 水 状 況 現 状 (見込み)			
被 害 状 況 現 状 (予測)	発生日時	R . . :	発 生 場 所 島根県隠岐の島町
	原 因	破堤 : 越水 : 溢水 内水 : 未確認	距 離 標 左 : 右 . ~ . km
月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >			
(拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消)			
(1) 浸水面積 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
隠岐の島町 ha (予測 ha) (予測 ha)			
(2) 人的被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
隠岐の島町 死者 人 行方不明者 人			
(3) 家屋被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
隠岐の島町 床上浸水 戸 (予測 戸) 床下浸水 戸 (予測 戸) 軒下浸水 戸 (予測 戸) 家屋流出 戸			
(4) その他 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
隠岐の島町 国道〇号線 通行止め (予測 隠岐の島町 通行止め)			

注) ・ 平面図を添付 (破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)

・ 現地状況写真を添付

第 33 号表

(月 日 時 分)

出水様式－2 (2) 被害情報 (都道府県管理河川)

(整備局等名：中国地整)

(都道府県名：島根県)

(市町村名：隠岐の島町)

被害への対応状況 現状 (予定)	月 日 時現在
	<p>(1) 実施済み</p> <p>(2) 今後の対応</p>
避難状況等	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	<p>(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 ></p> <p>(2) 避難指示発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 ></p> <p>(3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 ></p> <p>(4) 自衛隊出動要請状況等</p>
水防活動状況 現状 (予定)	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	<p>(1) 隠岐の島町</p> <p>①水防工法</p> <p>②延長等</p> <p>③進捗状況</p> <p>④災害対策車稼働状況</p>

第 34 号表

(月 日 時 分)

出水様式－3 緊急復旧情報 (都道府県管理河川)

(整備局等名：中国地整)

(都道府県名：島根県)

(市町村名：隠岐の島町)

出 水 名	台風〇〇号 (第 報)		
水 系 名	2 級河川	八尾川 <small>やびかわ</small>	河 川 名
時 点	月 日	時現在	発 生 日 時 R . .
発 生 場 所	島根県隠岐の島町		距 離 標 左：右 . ~ . km
被 災 状 況	破堤：堤防洗堀：河岸洗掘 漏水：その他 ()		状 況 拡大中：変化なし 減少中
	被災数量 延長 m 洗掘土砂量 m ³		
復 旧 状 況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手予定日時 (4) 完成予定日時 (5) 進捗状況 (6) 作業員 (人) (7) 資機材の確保状況		

注) ・平面図、横断図を添付 (全体計画及び進捗状況が分かる図面)

・写真を添付

(2) 水防活動報告様式

市町村名 隠岐の島町									
水防活動実施報告書									
令和 年 月									
作成責任者									
出水の概況	水位		m(氾濫注意水位 m)						
	川								
	雨量		mm						
水防実施箇所	左岸		地先 m						
	川								
	右岸								
日時	月 日 時		～		月 日 時				
出動	消防職員	水防団員	その他	合計					
人員	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 工法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	他
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	土のう袋				居住者の				
	むしろ				出動状況				
	なわ				水防の				
	丸太				関係者の				
	その他				死傷				
					雨量の				
				水位の					
				状況					
その他特記事項									
(注) 水防を行った箇所ごとの作成すること。									

9. 水防信号

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○(約5秒)休止(約15秒)○休止○休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○(約5秒)休止(約6秒)○休止○休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	○(約10秒)休止(約5秒)○休止○休止
第4信号	乱 打	○(約1分)休止(約5秒)○

備考 1 信号は適宜の時間継続すること

2 必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用できること

3 危険去ったときは、口頭伝達により周知させること

註 第1信号 河川の水位が氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

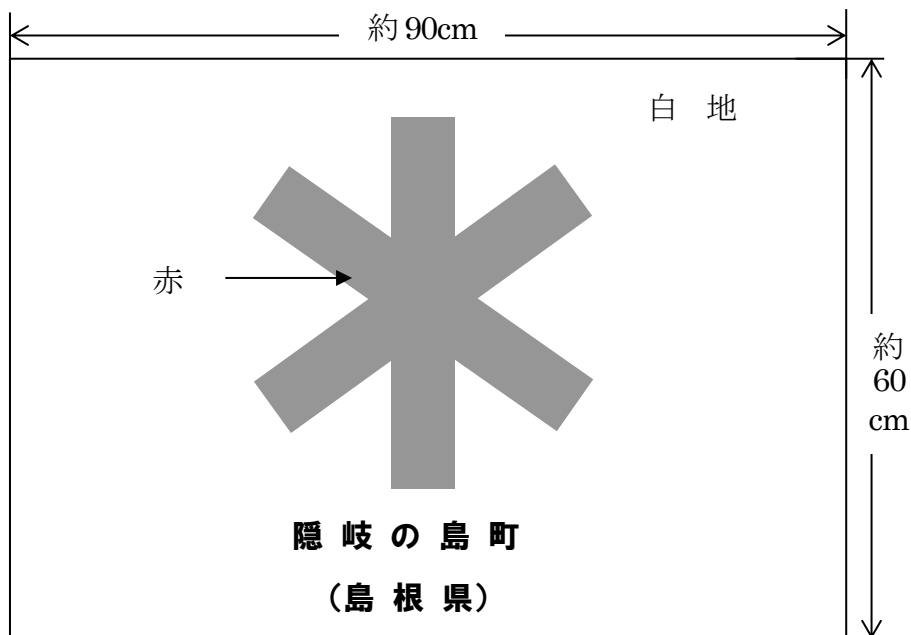
第2信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの

第3信号 隠岐の島町の区域内に居住する者が出勤すべき事を知らせるもの

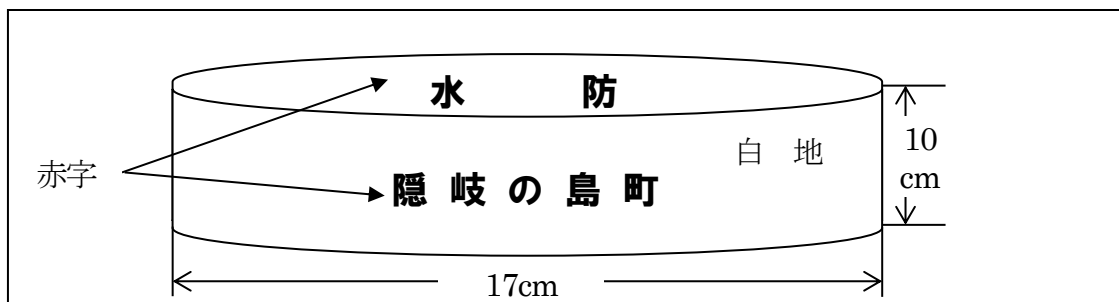
第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

10. 優先通行標識

(1) 標旗



(2) 腕章



11. 公用負担命令諸様式

(1) 公用負担命令権限証

○	
公 用 負 担 命 令 権 限	
水防団	部長
	何 某
右の者に	の区域内における水防法第 21 条第 1 項の
権限行使を委任した事を証明する。	
令和 年 月 日	
	隠岐の島町 水防管理者
	印

(2) 公用負担命令票

第 号	
○	
公 用 負 担 命 令 票	
1. (目的物名、種類、員数)	
負担の内容、使用収用、処分 (該当の文字を○で囲むこと)	
令和 年 月 日	
	水防管理者 (氏名) 印
	上委任者
	官 職 (氏名) 印
何 某 殿	

12. 水防演習要領(例)

(1) 想定

- ① 気象状況の想定
- ② 水位、降雨の状況想定
- ③ 洪水状況(水位、雨量の通報訓練を兼ねる)
- ④ 危険状況の想定
- ⑤ 状況変化の想定

(2) 訓練

- ① 想定に基づく水防団員等の待機、出動、水防工法の選定、資材の必要量の判定、運搬動作の習得
- ② 作業開始から終了までの動作と工法のできあがり判定
- ③ 状況の変化に応ずる作業についての判定
- ④ 想定に基づく立退、避難誘導